

「緑の雇用」現場技能者育成推進事業

「緑の雇用」現場技能者育成推進事業は、人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成するもので、今年度県内2事業体から、FW1年目研修に2名、FW2年目研修に2名、FW3年目研修に4名が研修中である。当センターは集合研修業務、監督・検査業務を担当している。なお、平成29年度から指導員を研修現場へ配置することが義務化されたが、2021年度からは指導員の要件が原則FL、FM修了者に限定されることになったため、「緑の雇用」事業に取り組む事業体はFL、FM研修生の育成に取り組む必要がある。



林業就業支援講習

林業就業支援講習は、厚生労働省委託事業として、全国森林組合連合会(全国林業労働力確保支援センター)が各都道府県で実施するもので、林業への就業を希望する原則45歳未満の方を対象に、基本知識、林業体験、職場見学を行うとともに、個別の就職・生活相談を実施することで、林業に就業するために必要な知識や資格を身につけ、林業への円滑な就業を支援するための講習である。香川県林業労働力確保支援センターでは、平成30年8月28日(火)から9月14日(金)(土日を除く14日間)の日程で平成30年度第2期林業就業支援講習を開催した。今回の講習では、県内外10名の方に支援講習修了証と刈払機取扱作業安全衛生教育、伐木等(大径木)特別教育と小型車両系建設機械の修了証が交付され、講習終了後、県内の林業事業体で面接を受け就業した方もいた。また、同講習は来年度にも開催する予定である。



林業就業支援事業運営会議

平成30年8月31日(金)博多リファレンスはかた近代ビルにおいて、午前中は平成30年度「事業研修会(支援講習部門)」西ブロックに参加し、平成30年度林業就業支援講習(第1期)の実施状況等について、各都道府県の担当者から報告並びに意見交換を行った。午後からは平成30年度「事業研修会(雇用管理部門)」西ブロックに参加して、各都道府県のアドバイザーから事例発表や今後の検討課題等について意見交換を行った。両会議とも全国森林組合連合会大屋担い手・雇用対策部長が今後の事業運営の協力依頼等挨拶を行った。



視察研修

平成30年12月18日（火）から19日（水）にかけて、「公共建築物等における木材利用について」をテーマに、香川県議会森林・林業・林産業活性化促進議員連盟及び香川県森林協会並びに一般財団法人香川県森林林業協会（香川県林業労働力確保支援センター）合同の視察研修を開催した。視察先には公共建築物等における木材利用の先進地である高知県の四万十町役場庁舎、四万十町森林組合本館並びに集成材工場、高知県森林組合連合会館を選定し、県議会他各団体から総勢23名が研修に参加、積極的に質問するなど充実した視察研修となった。



四万十町役場庁舎



四万十町森林組合本館



四万十町森林組合集成材工場



高知県森林組合連合会館

必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も 香川県の最低賃金

● **地域別最低賃金** 香川県内の事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生日
香川県最低賃金	792円	平成30年10月1日

● **特定最低賃金** 下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者（この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。）	効力発生日
冷凍調理食品製造業 最低賃金	793円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成30年12月15日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	915円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成30年12月15日
船舶製造・修理業、 船用機関製造業最低賃金	928円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成30年12月15日
電子部品・デバイス・ 電子回路・電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	862円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務を主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	平成30年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。 ○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。
○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精進手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先

●香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

●労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196
観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137